

#### IV. 事例紹介



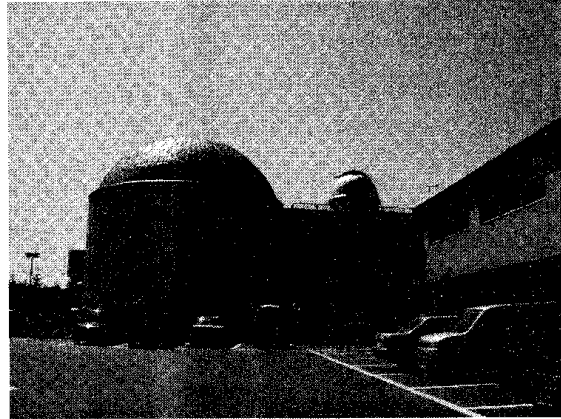
## 八戸市視聴覚センター・児童科学館

所在地 八戸市類家4丁目3-1

館長 阿部 憲行

### 1. 八戸市視聴覚センターの概要

八戸市視聴覚センターは、条例により八戸市児童科学館という名称で呼ばれている。視聴覚センターとして活動しながら、科学展示ホールやプラネタリウム・天文台もあり、科学館としても機能しているのが特徴である。



#### (1) 研修・学習センターとして

幼児から高齢者まで幅広い層に向けて次のような活動をしている。

- ① メディア設備を生かした科学館
- ② 学校・生涯学習の指導者を育てる教育メディア講座
- ③ 子どもの夢を育むクラブ活動、プラネタリウム、映画鑑賞会
- ④ 子育てのための映像利用学習会
- ⑤ 国際交流の場としての英語版プラネタリウム

#### (2) 情報・研究センターとして

八戸市では、教育情報ネットワークシステムで各小・中学校と主要な教育関係機関がインターネットを利用し結ばれている。当センターではネットワークの活用も含めて、センターの情報や地域情報の発信など次の取り組みをしている。

- ① HAVC情報（視聴覚センターだより）の発行
- ② インターネットによる情報発信
- ③ 自作教材発表会
- ④ 映像データブック（教材目録）
- ⑤ 地域の人やものを取り上げた道德等の自作教材開発
- ⑥ 視聴覚整備状況・活用状況の調査
- ⑦ エル・ネット（教育情報衛星通信ネットワーク）

### (3) 教材センターとして

八戸市と近隣の 10 町村で三八視聴覚教育協議会を構成し、効率よく教材の購入を行っている。運営委員会では各機関の代表者が購入希望をまとめ、購入教材がさまざまな団体・機会でも活用されるように工夫している。

- ① コンピュータによる貸出・管理・利用統計
- ② 地域教材の開発

## 2. 研修講座の概要（平成 14 年度）

当センターの研修講座は、初級講座（教育メディア研修講座）→中級講座（ビデオ編集講座）→教材制作講座（長期研修講座）→自作教材発表会の流れで、教材活用の理論から、教材の作成、授業での活用までを支援している。

### 視聴覚教育に関する研修講座

研修・講座名	対象	期間
教育メディア研修講座	幼・保・小・中学校職員、社会教育担当者	8 日
ビデオ編集講座	幼・保・小・中学校職員、社会教育担当者	2 日×2 回
教材制作講座	幼・保・小・中学校職員、社会教育担当者	断続 10 日程度
自作教材発表会	幼・保・小・中学校職員、社会教育担当者	1 日
視聴覚担当者連絡会	視聴覚担当者(幼・保・小・中学校・社会教育)	3 時間
IT 講習会	小学 4 年生以上の市民	12 時間×4 回
小・中学校アックス講習会	児童・生徒	半日
校内テレビ放送講習会	児童・生徒	半日

## 3. 研修の企画・運営

視聴覚教育に関する研修講座の実施内容は、当センターで企画している。

市民対象のものは、市の広報等を活用し募集を行い、それ以外の講座の受講者の募集は、各学校や社会教育施設に実施要項を配布して行っている。講座の指導は、指導主事や技師が担当し、必要に応じて外部講師を依頼して実施している。

## 4. 実施内容

### (1) 教育メディア研修講座

学校教育や社会教育の担当者を対象にした視聴覚教育研修カリキュラム I に沿った研修。ただし、コンピュータに関する研修は、八戸市総合教育センターで行っている。

#### ア. 16 ミリ映写機の操作（9 時間）

16 ミリ映写機の仕組みや操作についての理論と実技講習。修了試験合格者には、操作修了証を交付。

#### イ. 視聴覚教育総論（6 時間）

・視聴覚教育の意義と方法（1時間）

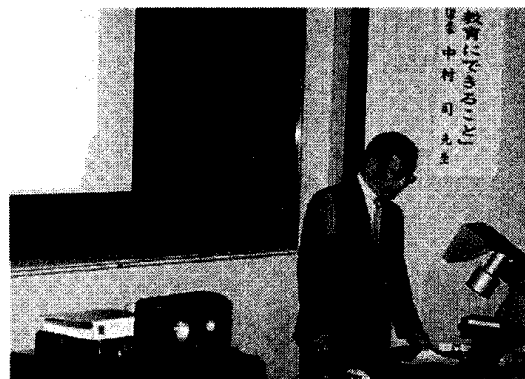
わかる授業、魅力ある授業を実践するためのメディアの活用と視聴覚センターの活用について

・視聴覚教育概論（2時間）

教材作成の理論と技術、教育メディアの歴史について

・教育メディアの最新の動向（3時間）

「ブロードバンドが教育にできること」のタイトルでの講演会



教育メディアの最新の動向 講演会

ウ. スライド教材の作成（3時間）

アングルの取り方や接写の仕方など、初心者を対象とした写真撮影の基礎

エ. OHP教材の作成（3時間）

コンピュータを使った写真TP・カラーTPの作成

オ. 校内放送の実際（3時間）

市内の学校を会場に、日常の校内テレビ放送の様子を参観し、校内放送の役割や方法を学ぶ

カ. ビデオ撮影と編集

- ・NHKのカメラマンの指導で、編集を前提とした映像の撮影のポイントを学習
- ・編集機を使ったカット編集

(2) ビデオ編集講座

教育メディア研修講座のビデオ研修修了者を対象とした講座。ビデオ編集機を使って、シーンの組み立てなど本格的な教材制作の方法を研修する。同じ内容の講座を年2回計画。この講座を修了すると、当センターの編集機を使用することができる。

(3) 教材制作講座

長期にわたる自己研修講座で、自己テーマによる教材制作に取り組む。制作された教材の授業実践は、「自作教材発表会」で紹介している。

(4) 自作教材発表会

学校教育や社会教育に携わる方々が、いろいろな視聴覚メディアを活用して自作した教材を持ち寄って発表しあう。制作された教材の質的向上のため、自作教材が評価される場となっている。

## 5. その他の視聴覚教育に関する研修講座

### (1) 視聴覚担当者連絡会（3時間）

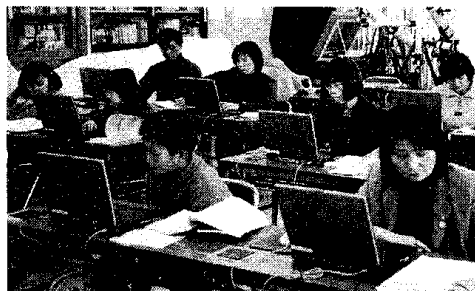
各教育施設の視聴覚担当者を対象に、視聴覚センターの機能と利用・活用の方法について、具体的に説明するとともに、視聴覚教育と視聴覚担当者の役割についての研修を行っている。講師は、当センター指導主事。



視聴覚担当者連絡会

### (2) IT講習会（12時間）

小学校4年生以上の市民を対象に、パソコンの基本操作、ワープロ、インターネット、メールの送受信の講習を行っている。外部講師。



市民対象のIT講習会

### (3) 小・中学校アナウンス講習会

市内の児童・生徒を対象に、発声の基本やアナウンスの心構え、原稿の作り方などについての研修を行っている。

講師は、NHKのアナウンサー。

### (4) 校内テレビ放送講習会

市内の学校を会場として、児童・生徒を対象に、校内テレビ放送のしかたについて具体的な研修を行っている。講師は、当センター指導主事。教育メディア研修も兼ねている。

## 6. 今後の展望

インターネットでさまざまな検索ができる時代になったが、地域の情報は、地域で発信していかなければ情報は充実していかない。デジタルコンテンツの作成方法や発信方法、その効果的な活用方法など充実した研修ができるよう研修講座の内容を見直していきたい。

また、地域に根ざした生涯学習の充実のために、市民ひとりひとりが、生涯にわたって自主的に学習できるよう、IT講習会やエル・ネットを活用したオープンカレッジ等、生涯各時期に応じた学習機会の充実に努めていきたい。

[井上 貫之]

## 愛媛県総合教育センター

所在地 愛媛県松山市上野町甲 650

所長 阿部正幸

### 1. 視聴覚教育に関する研修講座の概要（平成14年度）

当センターでは、視聴覚教育に関する教員研修を、主に学習方法研究室が担当している。小・中・県立学校の初任者研修講座の中で、教育機器の基礎的な知識や技術を習得するため、OHPの活用方法や手作りTP教材の作成実習を行っている。2次元的なプレゼンテーションの基礎を学ぶとともに、教育機器の活用を啓発している。



手作りTPの作成実習

また、特別研修として視聴覚教育指導者研修講座を設け、新しい教育メディアを取り入れた視聴覚教育を推進する指導者の育成に努めている。

さらに、短期（6か月）及び長期（1年）研修生に対しては、基礎研修の一般教養研修講座の中で、教育機器の活用や、マルチメディア教材及びビデオ教材の制作などの実習を行っている。

#### 学習方法研究室が担当する視聴覚教育に関する研修講座

講座の名称	対象	人数	期間
小学校初任者研修講座（教育機器の活用）	小学校教員	68人	3時間
中学校初任者研修講座（教育機器の活用）	中学校教員	53人	3時間
県立学校初任者研修講座（教育機器の活用）	県立学校教員	174人	3時間
小学校視聴覚教育指導者研修講座	小学校教員	18人	3日間
中学校視聴覚教育指導者研修講座	中学校教員	17人	3日間
県立学校視聴覚教育指導者研修講座	県立学校教員	20人	3日間
短期研修生基礎研修一般教養講座（教育機器）	小中学校教員	28人	3日間
長期研修生基礎研修一般教養講座（教育機器）	小中県立学校教員	34人	3日間

（ただし、短期研修生は、前期・後期各14名）

### 2. 研修の企画・運営

視聴覚教育に関する研修講座の実施内容は当センターで企画し、県教育委員会の関係各課と連携を図りながら決定している。受講者の募集は、県教育委員会・教育事務所から各学校に実施要項を配付して行っている。広報活動としては、当センターで作成する『現職教育のしおり』を各学校に配付するとともに、インターネットのホームページでその概要

を紹介している。講座の指導については、学習方法研究室の研究主事2名と専門員1名が担当し、必要に応じて外部講師を招へいして実施している。

### 3. 実施内容

#### (1) 初任者研修講座（教育機器の活用）

小・中・県立学校の各初任者研修講座において、次のような内容で視聴覚教育に関する研修講座を実施した。（講師1名、実習補助2名、いずれも所員が担当する。）

##### ア. 総論（1時間）

- ・視聴覚教育の意義と方法

分かる授業、魅力ある授業を実践するための一方策としての教育機器の活用事例を紹介しながら、その教育的意義や指導方法について講義する。

- ・視聴覚教育と情報モラル

知的所有権に配慮した自作教材の作成や、インターネットなどの情報関連機器を活用した授業を行う場合の情報モラル等について考察する。

##### イ. 教育メディア（2時間）

- ・OHPの機能と操作

模範TP教材を提示しながら、基本操作や授業で使用する場合の留意点や活用上の工夫などについて説明する。

- ・TPの作成実習

各自の授業で使用できるTP教材を作成する。作業マット、各種カッター、金定規、カラーシート、フェルトペンなど必要なものは当センターで準備する。

- ・自作TP教材の評価

作成したTP教材を実際に提示して、児童生徒の立場に立って評価し、より教育効果の高いTP教材の作成・活用方法を学ぶとともに、パソコンと液晶プロジェクターを用いたプレゼンテーションやコンテンツづくりの在り方を考察する。

#### (2) 視聴覚教育指導者研修講座

学校教育における視聴覚教育の充実・発展をねらいとして、視聴覚教育を推進する指導者の育成を行っている。小・中学校は希望者の中から、特殊教育諸学校を含む県立学校は、3～5年のローテーションで指定された学校の希望者を対象に各20人を定員として、次の内容で3日間実施している。ここでは、希望により「ノンリニア編集によるビデオ教材」と「パソコンによるマルチメディア教材」の制作を選択できる。



## ア. 総論

- ・視聴覚教育の現状と課題（共通 1 時間）

元NHKニュースカメラマンを外部講師として招へいし、現代の映像文化について講義を受け、視聴覚教育の現状と課題を考察する。

- ・教材作成の理論と技術（選択 3 時間）

希望選択コースにより、「ビデオ教材の制作と学習指導」または「マルチメディア教材と学習指導」について、その理論と実践方法を研修する。

- ・自作教材と著作権（共通 1 時間）

自作教材を作成する場合の知的所有権（うち著作権と肖像権）について研修するとともに、インターネットなど情報通信社会へ参画するための情報モラルの指導等の在り方を考える。

- ・教育メディアの動向（選択 2 時間）

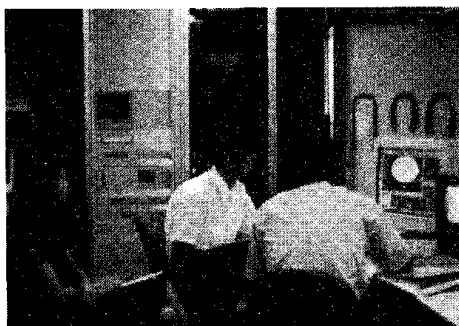
映像技術の進展と新しい映像メディアの教育利用について、衛星通信情報システムやスタジオ実習、ノンリニア編集などの体験を通して研修する。

## イ. 教育メディア

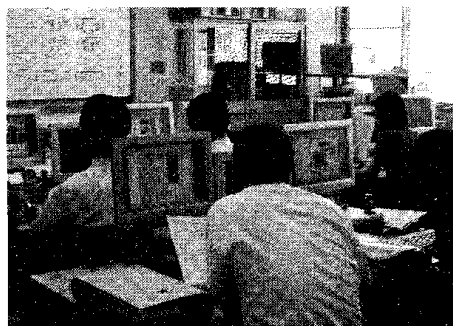
- ・教材作成実習（A又はBのうちから 1 コースを選択 8 時間）

A. 「ノンリニア編集によるビデオ教材の制作」（外部講師 1 名、実習補助 2 名）

専用ノンリニア編集機（DVCPRO Editing System Quick Cutter）2 台とノンリニア編集ソフト（Adobe Premiere 6.5）とDVデッキを組合せた編集用パソコン 3 台を用いて、2～3 人を一班として番組を制作する。



Aコース：ノンリニア編集



Bコース：マルチメディア教材制作

B. 「パソコンによるマルチメディア教材の制作」（外部講師 1 名、実習補助 1 名）

プレゼンテーションソフトを用いて、地域紹介のマルチメディア教材を制作する。リンク機能を活用したコースウェアの作成技法や、調べ学習の成果のまとめをデジタル化する場合の指導方法等について研修する。

- ・自作教材の評価（共通1時間）

A、Bコース合同で、研修で制作した自作教材を発表し、研修した講義内容等を踏まえて、相互評価を行う。

### (3) 短期・長期研修生に対する一般教養研修講座（教育機器）

初任者研修と視聴覚教育指導者研修講座の研修内容及び研究発表における教育機器の活用などについて、延べ3日間の機器実習を行っている。

## 4. その他の視聴覚教育に関する研修講座

情報教育研究室では、初任者研修講座や二期教職経験者研修講座（5年経験者）で情報教育に関する講座を行っている。また特別研修では、コンピュータや情報通信ネットワークを活用して、時代に対応した情報教育に関する知識・技能を修得するため、小・中・県立学校の教員を対象に右の講座を実施している。その他、短期・長期研修生を対象とした機器実習を実施している。

情報教育研究室が担当する情報教育研修講座

講座の名称	小	中	県立	期間
パソコン入門	40人	40人	40人	2日間
マルチメディア	20人	40人	20人	2日間
インターネット入門	40人	40人	40人	2日間
インターネット応用	20人	40人	20人	2日間

## 5. 関係機関・団体との連携

### (1) 愛媛県生涯学習センター

県及び市町村の公民館・図書館・博物館等の社会教育担当者を対象とした視聴覚教育指導者研修講座（3日間、定員30名）に講師として所員2名を派遣している。指導内容は、録画教材制作の理論と技術、パソコンによる画像処理などである。

### (2) 愛媛県視聴覚教育協会

県下3会場で実施される教育機器実技研修講座（2日間、定員各20名）に講師として所員1名を派遣している。指導内容は録画教材の制作実習と評価などである。

## 6. 今後の展望

今後も、教育メディアのデジタル化が一層進行すると予想されるので、情報教育と連携を図りながら、デジタルコンテンツの作成技法や、授業での効果的な活用方法等について研修が深められるよう視聴覚教育に関する研修講座の内容を見直していきたい。

[大浦 哲雄]

## V. 本調査研究からの提言



## V 本調査研究からの提言

本研究調査を進める過程、つまり委員会での討論や関連情報の収集、及び、訪問調査と郵送による本調査の結果から、『視聴覚教育メディア研修カリキュラムの標準』（以下、『標準』と略す）に関して以下のような提言を行う。

### 1. 『標準』の必要性

『標準』は種々の問題をはらみながらも、今後とも必要である。今回の調査結果にもみられるように、関係者の知識・技能の向上、教育関連機器の有効利用、指導者養成、研修計画に際しての参考資料、あるいは、研修関連予算の確保などの観点から、ぜひ必要とされている。しかし、『標準』が十分に意義あるものとなるには、さらに幾つかの改善が必要である。各研修実施団体の関係者は、『標準』を常に意識し、研修計画作成のための参考としているとは限らないが、改めてこのような標準を考えると、種々の理由からこれを必要とする意見が多数を占めていた。

### 2. 「視聴覚教育メディア研修」の用語

視聴覚教育メディアという用語は、現代のメディア状況に適した名称が与えられるべきであるとする意見が多かった。かつて文部科学省の「視聴覚教育課」が「学習情報課」になり、あるいは、国立共同利用施設である「放送教育開発センター」が「メディア教育開発センター」に変わったことを知っている。これに類する事柄は、この分野ではしばしば見られる現象である。この分野の活動内容が著しく変化しているからである。例えば、米国の視聴覚教育学会（当時）は昭和38年に、この「視聴覚教育」の定義を試みたが、その定義づけの作業にあたり、「この分野を現在“視聴覚教育”と呼んではいるが、近い将来、より適当な用語が必要となったときは、別の名称に変わることになる」と記し、「仮に名付ける分野」として作業を進めている。つまり、定義づけようとする分野の名称が、近い将来に変ることを予測してのことであった。この学会の名称も、スライドや無声映画の教育利用から「視覚教育学会」が設立され、後に「視聴覚教育学会」となり、さらに、ティーチング・マシンやコンピュータの教育利用が盛んになったことから、現在の「教育工学・コミュニケーション学会」と変わってきている。

本調査研究の計画と実施の段階で、「視聴覚教育メディア」の名称の問題が論議された。視聴覚教育という名称で呼ばれている活動分野が、従来からの「視聴覚」という名称では収りきれなくなったからである。現時点での妥当な名称は、「視聴覚教育メディア」とするよりも、ICT技術に含まれている教育システム全体に関わる分野の中で、特にメディアに主たる関心を置く「教育メディア」とする方が適当であるとする意見が多数であった。もちろん、将来の状況の変化から「教育メディア」の名称が不適切になったときは、さらに適切な名称に変更するという了解を含んでのことである。

### 3. ICT教育と密接な関連

視聴覚教育は、歴史的に見ると、新しい教育方法の担い手として発展してきた。新たな教育メディアの出現にあたって、視聴覚教育は、これらの教育利用と、その利用によって教育の改善に努めてきた。このような展開の中で、かつてのティーチング・マシンやCAIによる教育、さらに、現代のICT教育も、視聴覚教育の発展的形態として位置づけることができる。しかし、それぞれの発展の過程で、映画教育、放送教育、コンピュータ教育、ICT教育などと、いかにも別途の領域のごとき様相を呈したことも確かであるが、現代では、それらの境界を意識することが少なくなっている。久しい以前から、「ハリウッドとシリコンバレーの結婚」と言われているように、アナログ型のメディアとデジタル型のメディアの境界はますます低くなってきている。こういう状況の下では、教育メディアに関わる知識や技能も、ICT教育の内容も密接に関連するようになる。この現象は、平成2年の『標準』においても、「コンピュータ類」、「マルチメディア類」などの研修事項が挙げられていた。例えば、「マルチメディア類」の中には、その教育利用にあたって、①マルチメディアの歴史（知識）、マルチメディアの意味と現状（知識）、単体系のマルチメディアと通信系のマルチメディア、②マルチメディアの情報構造（理解）、③マルチメディアの教育的意義（理解）、④マルチメディア教材の開発（理解と行為）、IBM（アルバム）、アップル（Authorware3.5 など）、NEC（スーパーYUKI など）、富士通（えほんらいた一など）、⑤マルチメディアの活用（理解と行為）が挙げられていた。この例でも明らかかなように、『標準』のあり方を検討する場合にも、現代のICT教育の課題と密接な関連を持って進めることが重要であることを示している。

#### 4. 教育メディアに関わる人材の育成

教育メディアの状況は、デジタル技術の発展とともに、加速度的に変化してきている。このためには、教育メディアに関わる指導者や担当者の能力の育成は、もっとも重要な課題である。新たな教育機器や施設のハードウェアやソフトウェアの進展は留るところをしないが、これを活用する人材の育成が伴わないと教育的には無意味なことになる。かつて、2度に渡って『標準』が発表されたのも、新たな視聴覚教育機器や施設が教育分野で有効に機能するには、これを活用する人材の育成が急務であると考えられたからである。

#### 5. 『標準』の永続的な改定

現代の教育メディアやICT技術の発展は急速である。多くの技術は、数年のうちに陳腐化するほど、その発展は著しい。こういう変化の時代に、かつてのように『標準』を10年に一度修正するのでは、標準の意味を持たないものになってくる。『標準』を発表した途端に、研修項目やその細部の内容が陳腐化するものと考えられるべきであろう。そこで、この分野の「標準のカリキュラム」は、永続的に改正され得る仕組みを備えているものでなければならない。このための方策として、小回りのきく小委員会に委嘱して、1-2年ごとに修正を行い、その成果をウェブ上に発表するなどの周知の方法も工夫されなければならない。

#### 6. 『標準』の周知の方法の工夫

調査結果によると、従来の標準が10年を経ていることなどから、研修実施主体の担当者の目に触れていない事例が多く見られた。その中で重要なことは、これが十分に活用される手段の第一として、その配付の方法、その後の修正の情報などが周知徹底するような方法が考えられるべきことであろう。

#### 7. 研修実施主体と研修内容別実施との再検討

昭和48年の『視聴覚教育研修カリキュラムの標準』では、各メディア別に技能を初級、中級、上級の段階に分けて、実施主体を対応（市町村、都道府県、国）させていた。次いで、平成2年の『視聴覚教育メディア研修カリキュラムの標準案について』は、対象者別の研修内容の質的相違を組み入れて「研修Ⅰ」と「研修Ⅱ」として、これに実施主体（市町村、都道府県、国）を対応させた。当時、例えば、「研修Ⅱ」に見られるような「研修

マニュアルの作成」などといった研修項目を各都道府県などで行うには困難な事情があったので、国が責任をもって研修実施主体となっていた。しかし、現在ではこの項目の内容も各地で実施できる段階に至っており、さらに、こういう知識を主とする項目は、国が責任を持って、エル・ネットやインターネットなどのネットワーク上で示すことも可能となっている。このような事情から、研修項目と研修実施主体との関係は従来とは異なった方策が考えられると思われる。つまり、研修実施主体としての国、都道府県、市町村の役割の再検討によって、最適で実際的な枠組みを作る必要性が挙げられる。

## 8. 研修内容と方法の再検討

繰り返し記してきたように、メディア状況の変化に対応できる『標準』が望ましいことは自明である。そのためには、例えば、16ミリ映写機の操作技術に代えて、インターネットの活用を入れるなどの措置が必要であろう。さらに、コンピュータ・リテラシーにおいて、ある時代には、「分る」（知識）、「使う」（既存のソフトウェアを利用する）、「作る」（簡単なプログラムを作る）と言われてきたが、現在では「作る」は、ほとんど力説されなくなった状況もある。つまり、コンピュータやネットワーク技術においても、それらのリテラシーに要求される事項は技術の発展とともに変化が見られる。こういう観点からも、永続的なカリキュラムの修正が必要であり、また、そのような修正を先取りする「未来からの要求に応える」カリキュラム構成が必要となってくると思われる。

## 9. 大項目の研修項目の維持と、枠内での詳細な研修事項の必要性

平成2年版で採用した「それぞれの地域に必要とする研修内容」として、いわゆる「大項目」の研修項目を提示した。例えば、マルチメディアの項目では、これの知識の段階、活用の段階、あるいは、これの作成の段階などと、「マルチメディア」の取り上げ方は多様である。これらを、それぞれの地域の受講者の関心や習熟度によって、研修内容を構成する「大項目方式」の『標準』の示し方は、おおむね好評であった。これによって、地方や、各段階での研修計画が弾力性を持つものとなり、より適切な研修が可能になると思われる。

他方では、大項目の中では、項目内での研修の実際の参考のために、研修事項が細かく記されていることが望ましいとする。例えば、「マルチメディアの知識」として、どんな知識が必要であるかの一覧となっている事項の記載である。これによって、マルチメディアの知識の研修に関わる計画を立てやすくなるというわけである。



## 10. メニュー方式の維持

大項目方式とともに、「メニュー方式」が取られた。メニュー方式にも幾つかの方式が考えられるが、要点は研修実施者、あるいは、受講者が自由に選べるような研修内容と方法が提示されていることである。つまり、同一の研修項目を行き渡らせるのではなく、地域や受講者の習熟度に従って、最適の研修計画を、ちょうどメニューから好ましい料理を選ぶように、構成することであった。この方式は、新たな『標準』では、いっそう強調されるべきであるとする意見が多かった。

## 11. 研修項目の大幅な入れ替え

研修項目の中には、はなはだしく陳腐化しているものがある。これらを大胆に入れ替える必要があるとする意見が多く見られた。平成2年の『標準』では、陳腐化されていたメディア技術であっても、地域の事情から研修に意義を認める限り、研修実施者に研修項目の取捨選択を任せるという建て前から、あえて研修項目として記載していた。しかし、これがときに必須なものとの誤解を生む結果にもなっていた。つまり、研修項目として記載されていることから、研修に取り上げるべきとする考えに結びつく事例も見られたからである。新しい『標準』では、大胆な取捨選択が必要なように思われる。

## 12. メディア・リテラシーのための研修の必要性

視聴覚教育技術の中には、例えば、現在のデジタル・カメラに見られるように、従来のフィルムによる方法とは異なるものが出てきている。さらに、これがネットワーク上での送信・受信などの技術と結びつくとき、カメラの技術は大幅に変ってくる。メディアについての知識を持つこと、メディアを適切に利用すること、あるいは、メディアを制作することなどの、メディア・リテラシーがより必要となってくる。このことは、ビデオなどの動画に関しても同様である。

あるいは、社会におけるテレビや携帯電話の利用に見られるように、反社会的な影響の無視できない教育課題も生じてきた。このようなメディア利用に対する良き嗜好の育成も、現代のメディア・リテラシーとして重要な課題である。メディアの賢い利用に関するリテラシーの育成も重要となってきた。

### 13. 習熟度別研修項目の作成の必要性

将来の『標準』では、研修受講者の能力別、または習熟度別の研修計画の作成が好ましい。つまり、教育メディアに関わる技術は、ICT技術の発展に伴って、ますます高度化してきている。こういう状況にあつては、受講者の経験、能力などに著しい相違が見られるようになった。この状況に応ずるために、習熟度別の研修が望ましく、これを可能とする『標準』の中に習熟度を反映する視点が必要となつてきている。そのためには、一案として「習熟すべき技能」とそれに至るための技能、それに続く技能などの階層を含むような『標準』が望ましいとされる。

### 14. 研修事例の提示

新しい教育メディアの出現は、従来の研修形態では対応しきれないこともあり、先進的な団体での研修の実際を、事例によって具体的に示すことが望まれている。そこには、新たなメディアや技術の研修に関する詳細な実践事例が、『標準』の付録として貼付されるとより重宝である。さらに、研修の成果を明らかにし、研修の必要性を確かにするために、研修の評価の事例を盛り込むことが望まれている。研修の実際を評価することによって、研修の必要性の説明責任を果すことができるからである。

### 15. 『標準』とカリキュラム作成におけるニーズの吟味

研修内容に関して、調査結果によると、研修カリキュラムの構成に関して「ベキ論」が多く見られた。ここでいう「ベキ論」とは、「思うに〇〇が必要である」、「〇〇を行うべきである」という、いわば理屈の観点から、カリキュラムを決める方式で、「規範」を基にする方式とすることができる。このようなカリキュラム構成の基になるものに、先の①規範による、②現場からの必要性（現在、仕事に関わっている人たちが必要と考える）から、③要請としての必要性（法的規則による）から、④比較による必要性（他国／他地域との比較による）、及び、⑤未来からの必要性（将来的展望による）などを挙げることができよう。新たに、『標準』を作成するにあたっては、いずれの必要性を基にして行うかは、今後の課題である。

[中野 照海]